



自家発電入門 8

電気事業法による自家発電設備の保安規制(その6)

6月号、7月号では、事業用電気工作物の適用を受ける自家発電設備を設置する場合に、設置者に対して義務付けられている「主任技術者の選任について」紹介しました。

8月号からは、工事計画の届出等について紹介します。

A1

電気事業法により、「公共の安全の確保上特に重要なもの」として定められているものは、経済産業大臣に認可申請を行い、その工事の計画について「認可」を受ける必要があります。

それ以外のもので表1に該当する場合は、工事の計画の「届出」を行うことが定められています。

Q1

電気事業法では、事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行う場合は、その工事の計画について経済産業大臣に認可を受ける場合と、届出の場合が規定されています。違いは何ですか。



表1 工事計画の事前届出が必要な発電所等の設置工事

発電所等の種類	出力等
水力発電所	全てのもの(※1)
ガスタービン発電所	出力 1,000kW 以上のもの
内燃力発電所	出力 10,000kW 以上のもの
燃料電池発電所	出力 500kW 以上のもの(※2)
太陽電池発電所	出力 2,000kW 以上のもの
風力発電所	出力 500kW 以上のもの
需要設備	受電電圧10,000V 以上のもの

※1. 小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。

※2. 施行規則別表第6に掲げる使用前自己確認が義務づけられる出力2,000kW未満のものは除く。

Q 2

設置の工事の計画について「認可」を必要とするものにはどのようなものがありますか。

A 2

工事の計画について経済産業大臣の認可を受ける必要がある工事は、**電気事業法施行規則別表第2**により「出力20kW以上の発電所の設置であって次の①～⑤に掲げるもの以外のもの」とされています。

このことから、原子力発電所などの特殊な発電所の設置が該当します。

- ① 水力発電所の設置
- ② 火力発電所の設置
- ③ 燃料電池発電所の設置
- ④ 太陽電池発電所の設置
- ⑤ 風力発電所の設置

Q 3

別表第2では「二 変更の工事」に、「(一) 発電設備の設置」とありますが、どういうことでしょうか。

A 3

「設置の工事」と「変更の工事」は次のように使い分けられています。

常用発電設備に関する工事を例に記載します。

「設置の工事」:新規に発電所等の電気工作物を「設置」する工事。(発電所を新設する場合を設置工事)

「変更の工事」:既設の発電所に発電設備を設置する工事及び既設の電気工作物の改造、修理、取替え等の工事。(既設の発電所に発電設備を追加する工事は変更の工事)

Q 4

工事計画の認可申請又は届出を行った後の着工の時期について教えてください。

<p>様式第49（第66条関係）</p> <p style="text-align: center;">工事計画（変更）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇〇〇産業保安監督部長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 〇〇県〇〇市〇町〇番地</p> <p style="text-align: right;">氏名（名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の 計画（工事の計画の変更）を届け出ます。</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>
--

図1 様式第49「工事計画（変更）届出書」

A4

認可の場合は、様式第47「工事計画（変更）認可申請書」により申請し、経済産業大臣の認可を受けてからの着工となります。

一方、届出の場合は、図1の様式第49「工事計画（変更）届出書」により届出を行い、その日から30日のうちに所轄産業保安監督部から変更の指摘がなければ着工できます。

よって、工事着工の30日前には届出する必要があります。

各地の産業保安監督部の所在地等は内発協ニュース2022年5月号に掲載しています。ご参照ください。

Q5

工事計画（変更）届出書の届出先について教えてください。

さい。

A5

工事計画の届出先は、経済産業大臣とされています。

ただし、多くの権限が経済産業大臣から経済産業省産業保安監督部長に委任されています。工事計画（変更）届出書の提出先は所轄の産業保安監督部となります。（一の産業保安監督部の管轄区域内のみの場合。）

Q6

工事計画の届出で必要となる書類について教えてください。

さい。

A6

電気事業法施行規則第66条で図1の様式第49「工事計画（変更）届出書」に次の書類を添えて提出することが規定されています。

- ① 工事計画書
- ② 工事計画（施行規則別表第3の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類
- ③ 工事工程表
- ④ 変更を必要とする理由書（新設の場合は不要。）

8月号では、電気工作物の保安規制としての工事計画の届出等について紹介しました。

9月号では、ばい煙発生施設や特定施設などに該当する場合の公害防止に関する手続きの工事計画の届出等について紹介します。